



31 林政利第39号
令和元年5月13日

都道府県 木材利用担当部長 殿
(木材利用普及啓発担当者扱い)

林野庁林政部木材利用課長

令和元年度木づかい運動取組方針について

木材の利用促進について、日頃から格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、林野庁では、地球温暖化対策の推進や資源循環型社会の形成等に貢献するため、木材利用の意義等についての消費者の理解を促進する国民運動として、「木づかい運動」に取り組んでいるところです。特に、令和元年10月1日から10月31日までの1ヶ月間を「木づかい推進月間」とし、別添の「令和元年度木づかい運動取組方針」に基づき、木材の実需に直結する様々な取組を集中的に実施することとしております。

つきましては、貴都道府県におかれましても、本月間における取組の推進について特段の御配慮をいただくとともに、関係市町村及び関係団体に対しても御周知いただきますようお願いいたします。

令和元年度木づかい運動取組方針

第1 目的

木材は人と環境に優しい資材であり、その利用を進めることは、林業及び木材産業の活性化のみならず、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や、地球温暖化対策の推進、資源循環型社会の形成にも貢献するものである。

このため、平成17年度から、木材、とりわけ国産材の利用の意義を広め、木材利用の拡大につなげていくための国民運動として、「木づかい運動」を展開するとともに、毎年10月を「木づかい推進月間」として集中的に活動を行ってきた。

木材利用を取り巻く情勢では、経済界を中心に、これまで木材が余り使われてこなかった非住宅、中高層建築物における木材利用を進めることへの期待が高まる中、本年2月に、木材の需要者である建築事業者、設計事業者や実際にこれらの建築物の施主となる企業が一堂に会し、木材利用に関する課題の特定や解決方策等についての検討等を行う「民間建築物等における木材利用促進に向けた懇談会（通称「ウッド・チェンジ・ネットワーク」）」が始動した。

また、平成29年5月に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）」を受け、同法に基づく木材関連事業者の登録が進み、合法的に伐採された木材及びその製品の流通や利用を促進する取組が本格化している。一方、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において設定された持続可能な開発目標（以下、SDGs）の達成に向けた各種主体の取組が注目されており、「国連森林戦略計画 2017-2030」においても、森林分野の取組は、様々なSDGs達成に貢献するとされ、持続的な森林経営が社会的に注目されている。これとともに、世界規模でのESG投資（*）の流れもあり、民間企業における木材の合法性や持続可能な社会の実現を求める機運は高まりつつある。

さらに、今年度から地方公共団体への譲与が開始される森林環境譲与税は、森林の整備に充てられるとともに、森林があまりない都市部では、森林整備を支える木材利用等に活用されることが想定されており、木材利用への関心も高まりつつある。

こうした背景の下、民間企業を含め広く一般に向け、木材の良さや木材利用の意義について、多方面からの情報を提供する必要性が高まっていることから、本年度の林野庁における木づかい運動の取組方針を以下のとおり定め、取組を進めることとする。

* ESG投資：環境、社会、ガバナンスという非財務情報を考慮した投資

第2 令和元年度実施の重点事項

今年度は、これまで木材利用になじみの薄かった消費者層へのアプローチに加え、民間企業等の木材利用に向けた普及啓発を積極的に行うとともに、SDGsの視点及び

人や社会・環境に配慮した消費行動「倫理的消費（エシカル消費）」の考え方を取り入れた普及啓発の取組を重点的に進めていくこととする。

第3 具体的な取組内容

林野庁は関係各機関や団体等と連携し、年間を通じて次に掲げる取組を行い、特に「木づかい推進月間」を中心とした、重点的な活動を行う。

(1) 情報の集約・発信

- ① 地方公共団体による木づかいの取組等、各種情報の集約及び発信
- ② 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の関連施設や備品における木材利用事例の集約及び発信
- ③ 「ウッドデザイン賞」の展開及び受賞作品に係る情報発信
- ④ 国内外の観光客の集客等につながる木材利用事例等の発信
- ⑤ 木材利用の推進に向けたネットワーク作りの取組

(2) 普及コンテンツの構築・活用

- ① 民間企業等に向けた木材利用の効果等を伝えるコンテンツの作成
- ② 木材利用の普及啓発実践者の養成に向けたコンテンツの作成
- ③ 普及ツールとしての木づかいブックの配布・活用

(3) 実践的取組

- ① 広報誌や各種メディアを通じた広報活動の展開
- ② 各種展示や講演等を通じた発信
- ③ 木育に係る各種活動への支援

第4 木づかい推進月間

以下の期間を今年度の木づかい推進月間と定め、集中的な普及啓発活動に取り組むこととする。

期 間 : 令和元年10月1日～31日

実施機関 : 林野庁、地方公共団体、関係団体等

第5 その他

年間を通じた取組の一環として間伐材を利用したコピー用紙や名刺、紙製飲料缶等の身近な地域材製品の購入に積極的に取り組むとともに、関係機関・部署等へ地域材製品購入の働きかけを行うなど、日常的な木づかい運動の広報・実践活動に努めるものとする。



事務連絡
令和元年5月28日

都道府県 木材利用普及啓発担当者 殿

林野庁林政部木材利用課消費対策班

令和元年度木づかい推進月間における協力依頼

日頃から木材利用の推進及び木づかい運動に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「木づかい運動」は平成17年度の開始以来、イベント実施等を始めとする、都道府県や関係団体等の継続した取組により、環境意識の高い消費者や子育て世代への普及が進む等、一定の成果を上げて参りました。また、木材利用を取り巻く情勢では、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の施行により、公共建築物等への木材利用が進む中、経済界を中心に、これまで木材があまり使われてこなかった非住宅、中高層建築物である木材利用を進めることへの期待が高まっています。このような中、平成31年2月には「民間建築物等における木材利用促進に向けた懇談会（ウッド・チェンジ・ネットワーク）」が始動し、木材の需要者である建築事業者、設計事業者や実際にこれらの建築物の施主となる企業が一堂に会し、木材利用に関する課題の特定や解決方策等の検討が行われるなど、民間企業等における木材利用の促進に向けた取組が行われています。

林野庁ではこのような背景の下、「令和元年度木づかい運動取組方針」に基づき、これまで木材利用になじみの薄かった消費者層へのアプローチに加え、民間企業等の木材利用に向けた普及啓発を積極的に行うこととしており、民間企業等に向け木材利用の良さや効果等を伝えるコンテンツの作成等を支援するとともに、10月を中心とした期間（9月24日～11月3日頃を想定）に都心で行われる民間企業を含む各種団体等による木材を活用したイベント等を「木づかいマップ（仮称）」等で紹介することにより「木づかい推進月間」を盛り上げて行きたいと考えています。多様な主体が「木づかい運動」に取り組む様子を周知することで、これまで木への関心の薄かった民間企業や消費者へも訴求し、木にかこまれた木の香ただよふ職場や家庭にウッド・チェンジ（*）することにつながれば、と考えています。

そこで、昨年に続き、10月を中心とした期間に都心の都道府県アンテナショップ等で行う、地域材を活用した木製品等の展示・販売、あるいは木材利用の意義を伝える「木づかいコーナー」の設置等のイベントについて「木づかいマップ（仮称）」に掲載

させていただきたいと考えております（今年度は都道府県産材を使用した内装や家具の紹介は含みません）。アンテナショップ等でのイベントについてご検討いただきませうよろしくお願ひいたします。

イベント実施の有無については、別途お伺ひします。

- * ウッド・チェンジ・ネットワークでは、①木造のイメージをチェンジ、②低層非住宅・中高層建築物を木造にチェンジ、③持続可能な社会へチェンジ、することを目的としています。詳細は別添資料を併せてご参照ください。

（担当）林野庁 木材利用課 消費対策班 道明、田中

電話：(03)6744-2298

E-mail：mari_domyo600@maff.go.jp

yuriko_tanaka200@maff.go.jp